

管理計画改定の方針について

1. 平成 5 年 3 月以降、見直しが行われていない状況。平成 17 年には世界自然遺産に登録されており、保全管理に係る体制が大きく変化している。また、自然生態系や公園利用の状況も変化しており、全体的な内容の見直しを行う。

<世界自然遺産関係>

- 「科学委員会」「地域連絡会議」の設置と、科学的な知見や地域との連携・協働による保全管理体制の構築。
- 「知床世界自然遺産地域管理計画」「知床世界自然遺産地域多利用型統合的・海域管理計画」「知床半島エゾシカ保護管理計画」「知床半島ヒグマ保護管理方針」の策定。「知床エコツーリズム戦略」の検討。
- 「世界遺産センター」「ルサフィールドハウス」の整備。

<国立公園関係>

- 利用調整地区の指定（知床五湖）、生態系維持回復事業計画の策定（エゾシカ対策）等の公園計画の変更。
- 知床国立公園利用適正化検討会議の設置と先端部地区、中央部地区の利用適正化基本計画および利用の心得の策定。
- 知床五湖、カムイワッカ、羅臼湖等の主要利用拠点における検討・対策の進展。

2. 世界自然遺産に関係する各種計画等との整合性を図る。
3. 先端部地区および中央部地区の利用適正化基本計画は廃止することとし、必要な内容は本管理計画に反映させる。
4. 公園事業や行為許可等の取扱いに関する事項等、国立公園の適正な保護および利用の促進を図るために必要な事項について、本会議で重点的に議論のうえ決定する。